

# インボイス導入と消費税のこれから

## 「脱税誘発装置」の見直しを

まず初めに、消費税に関して免税制度を見直す方針という報道が11月30日にありました。日本では今、免税店は海外からの旅行者には消費税をかけずに売ります。ただ、その人が自国に帰らなかったらどうなるでしょう。例えば、欧州では販売時に免税では買えません。出国時に空港の税関手続きに行き、税込み購入の証明を出して戻してもらう仕組みですから、脱税しようがありません。

この、消費税を払わず買える日本の制度は、訪日外国人拡大策として政府が入れた訳ですが、不正利用が横行していました。昨年はこの関連で500億円以上追徴されており、消費税の追徴の1つのメイン領域となっています。

この制度になった当初から私達は「大変なことになる。まるで脱税誘発装置ではないか」と言ってきたのですが、ようやく変える方針にしたようです。昨年には1人で1億円以上免税で買った人が何人もいる現状では、やはり変えなければダメです。

これまで、免税での取引に関わる業者には税務調査が非常にきつかった訳ですが、免税手続きがもっと公正になれば、それも変わってくる可能性がやっと出てきました。この動きをまず押さえておいてください。

## 法的根拠がある消費税の恐ろしさ

そして本題です。消費税は「付加価値税」といわれます。日本の学者さん達の多くは、消費税は「売上から仕入を引いた差額である“付加価値”に税率を適用するのが本質」と言います。確かに本質は付加価値税なんですね。ただ、法律でそうなっているかを見ないといけません。

法律で、例えば所得税は「所得に税率をかける」と書いてあります。実際は経費を引いた課税対象に税率をかけたのが所得税額で、これを証明する責任があるのは税務署です。

一方、消費税は法律で「課税標準は、課税資産の譲渡等の対価の額」としか書いておらず、付加価値とは書いてありません。要するに売上税です。ですから税

務署に責任があるのはそこまでであり、「仕入税額は納税者が証拠を残してある場合に控除できる」というところまでは見なくても良いという構図になっているのです。そしてこの証拠については、インボイス導入により「証拠としてインボイスを出した人だけが仕入税額を引く権利を持つ」となりました。

インボイスを出せない人は、いくら仕入れても仕入に係る消費税は引けないという制度です。これが消費税の恐ろしいところなのです。

ですから、いくら本質とはいえ、学者の人達が仕入があるのだから推定でも仕入税額は引けると言っても、それだと裁判で負けるのです。さらに裁判所は証拠について、「提示しなければ無いのと一緒」としてしまいました。提示しないと保存しないのは全然違いますが、そう決めてしまったのです。このため現状は「納税者は帳簿をきちんと記載して税務調査があれば提示しない限りは仕入税額控除を認めない」という、がんじがらめの仕組みになってしまっているのです。

## 「ゼロ税率」が作られた真意

このような消費税ですが、その納税義務の成立に関しても問題があります。消費税の納税義務は法人税とは基本構造が違います。日本の消費税法は、取引した時点で納税義務が成立し、申告の時に確定する構造です。ただ、始まった当初は法人の事業年度と同じだったので、取引税の成立と法人税の成立がごちゃ混ぜに

なった通達ができています。

本来は納税義務が成立する取引時点で、相手が課税事業者か非課税事業者なのかがわかり、トラブルの起きない仕組みでなければなりません。基本的に欧州はそうっていますが、日本の場合、取引時点ではわからず、申告の際にようやくわかるような仕組みがいろいろあります。これがまた手間のかかる問題になるのです。

これに関連して、消費税の非課税・ゼロ税率・軽減税率・通常税率のそれぞれについても理解することが大事です。それぞれ、

《**非課税**：課税もない控除もなし》、

《**ゼロ税率**： $100 \times 0 - \text{仕入税額}$ 》、

《**軽減税率**： $100 \times 8\% - \text{仕入税額}$ 》、

《**通常税率**： $100 \times 10\% - \text{仕入税額}$ 》

ですから、ゼロ税率の取引が一番効果的に還付を受けられるんですね。

非課税業者は、仕入に消費税がかかっても自らの売上が全部非課税だと、仕入税額を控除できません。そしてこれを回避するために作られた制度が、ゼロ税率です。ゼロ税率の人達は納税義務を追いますが、ゼロをかけるので売上にかかる税額はゼロ、しかも仕入税額を引くことができます。軽減税率はほとんど意味のないものですが、売上に対する税額から仕入税額を引いた負担分が通常税率より少し抑えられることとなります。

このゼロをかけるというのが消費税の特殊性であり、いわゆる所得税の非課税

制度とは根本的に違うことを認識ください。

## 財務省が入れたかった相互監視

消費税の問題の焦点は、仕入にかかった税額を引けるかどうかにあります。すなわち、すべての争いが仕入税額控除に集約されていくということです。課税庁側は、仕入税額を控除するので取引を経て税額が支払われているかわからないと困ります。一方、業者側は自分が仕入で払った消費税分を引くのは重要な権利ですから、これにもこだわります。

この仕入税額控除を円滑にするために、欧州では最初からインボイスを導入していました。日本も1989年に消費税を入れる際には、欧州型のインボイス制度が想定されていましたが、大反対運動の末に税額票無しで帳簿記載さえあれば良いという形でスタートして、ここまで何十年もやってきました。いわば、世界に冠たる独自の仕組みですね。

この帳簿方式の問題として、1つは、免税業者の人も仕入額には消費税が含まれていると計算できるようにしたことです。自分は税金を納めなくても、納めたものとして税務署は仕入税額控除を認めなければならなかった訳です。

もう1つは、課税業者と免税業者との取引では、課税業者は仕入れ税額を大きくしたいが、免税業者の方は、あまり気にしません。そこを、インボイスを入れることで取引相手同士で相互に監視する形にしました。購入したほうはその仕入

税額を引けるので、多くしたい。売却したほうはその金額を税務署に納めねばならないので、少なくしたい。利害関係が対立するので、双方の監視による適正な取引価額が記載されるため、財務省としては前々から、この相互監視の仕組みを入れたかったのです。

本当のところ、私としてはここまで帳簿方式が浸透した社会で、帳簿のままでも工夫してやっていけたのではないかと考えていますが、財務省が言うには、将来を見据えてここでインボイスに変えて“仕入税額控除を適正化”するということです。その一方で、納税者にとっては手間ひまかかって、これからは相互監視も含めて厳格になっていく仕組みの中で仕入税額控除が履行されていくことになります。

## 控除否認の可能性のあるケースに

### 要注意

実際に仕入をして税額があるにもかかわらず、税務署に控除を否認されたらたまりませんね。ですが、これからそのような問題は色々出てきます。否認される類型として、出てきそうな問題をいくつか例として挙げます。

#### (1) 記載要件

消費税法30条第7項には、帳簿等に記載する要件が色々書かれています【資料1】。

## 【資料1】

### 記載事項

帳簿に記載する事項は次のとおりです(注)。

取引区分	帳簿への記載事項
資産の譲渡等(特定資産の譲渡等を除く)を行った場合	①取引の相手方の氏名または名称、②取引年月日、③取引内容(軽減税率の対象品目である旨)、④税率の異なるごとに区分した支払対価の額
売上返品を受けたり、売上値引きや売上割戻し等を行った場合	①売上返品等に係る相手方の氏名または名称、②売上返品等に係る年月日、③売上返品等の内容(軽減税率の対象品目である旨)、④税率の異なるごとに区分した売上返品等に係る金額
仕入返品をしたり、仕入値引きや仕入割戻し等を受けた場合	①仕入返品等に係る相手方の氏名または名称、②仕入返品等に係る年月日、③仕入返品等の内容(軽減税率の対象品目である旨)、④仕入返品等に係る金額
貸倒れが生じた場合	①貸倒れの相手方の氏名または名称、②貸倒れ年月日、③貸倒れに係る資産または役務の提供内容(軽減税率の対象品目である旨)、④税率の異なるごとに区分した貸倒れに係る金額
課税貨物に係る消費税額の還付を受けた場合	①還付を受けた年月日、②課税貨物の内容、③還付を受けた消費税額

(注)記帳義務がある帳簿についてのものです。

すなわち、取引上でのそれぞれのケースにつき、必要な内容を書いておきなさいということです。これがきちんと書かれていない場合、いざとなれば全部否認となりかねません。そういう意味で、この記載要件には気をつけるべきと言えます。

すでに【資料2】のような場合に、色々と乱用され始めているのが実態です。

ある意味で、課税庁としてはこれをいくらかでも利用できる訳です。ここが1つ大きな問題としてあります。

## 【資料2】

- ①氏名住所はあるが、役務提供の内容が書かれていない
- ②氏名住所はあるが、**住所地に本人がいない!**  
⇔ **住所確認義務が必要か?**
- ③関税法七六条の郵便物の輸出入の簡易手続は**二〇万円**以下のもの。これを超えているし、法定証明書類を欠いている。
- ④請求書を欠いている

## (2) 税務調査

税務調査に応じないだけで帳簿を見せなかったことを理由に仕入税額控除を否認する、これが本当に怖いところです。

ただし国税通則法の改正により、税務署は税務調査の最後に処分を言う際には、こういう事実や理由に基づいてこういう処分をすると納税者に伝えなければなりません。それに対して納税者は意見を言えるということを押さえておいてください。

この問題で大きな事例が、いわゆるヒノックス事件で、税務調査を拒み続けて帳簿を提示しなかった結果、4年分の仕入税額控除が否認されて約40億円の追徴課税となったものです。おそらくこれは、悪質とみなして意図的に狙ったものでしょうが、こういう形で今後、税務署は仕入税額控除の否認を後ろ盾にしかねませんので注意しておいてください。

その関連として、無予告での調査も一応できることになっていますが、普通の課税処分の無予告調査は任意調査です。合理的な事情で調査日の変更などを訴えるのは当然の権利で、全く問題はありません。

## (3) 輸出免税

今後、一般の輸出に関わる免税のところが、ますます厳しくなるだろうと予測していたのですが、冒頭に申し上げたように免税の仕組みのほうから変わりそうですので、ここは現状と比べて厳しくなるとは見なくても良いかもしれません。

## (4) 居住用賃貸建物

これまで仕入税額を引けるものと引けないものが混在していた建物では、問題が山積みでしたが、ひどいことに課税庁は原則として仕入税額控除をしないとなりました。そして本当に居住用部分が明確になれば、その時点でそこだけ戻すという仕組みに変えたことで、立法的に明確になりましたので、それに沿えば問題ないでしょう。

## (5) 金・白金の場合

金と白金について、現行法では、控除するには取引相手の本人確認書類が必要となっています。ここは上記(3)同様に、免税手続きに手が入ることで当面の間は収まるかと思います。それがなければ、本人確認を金・白金以外にも広げていくという方向だったと思われます。

## (6) 脱税

インボイス制度でやっている欧州や中国でも脱税がないということはありません。脱税はこれからも出ますし、より組織的に国境を超えて犯罪が行われるのです。また、インボイスが金券となりますから、偽造も横行すると思われます。

## これから三つ巴の戦いになっていく

この組織的な脱税について、欧州がずっと悩んでいるものにカルーセルスキーム（回転木馬型租税回避）というのがあります。これをごく簡単に表すと、例えばA B C Dの4者で取引を回し、Cが仕

入にかかった税額の還付を受けておきながら、還付分に相当する実際の納税分納めるはずのAは支払わずに逃亡するという手口です【資料3】。

実際には、取引の中で国境を挟んでの多種多様な仕組みが横行していて、手をこまねいているというのが今の欧州の状況です。

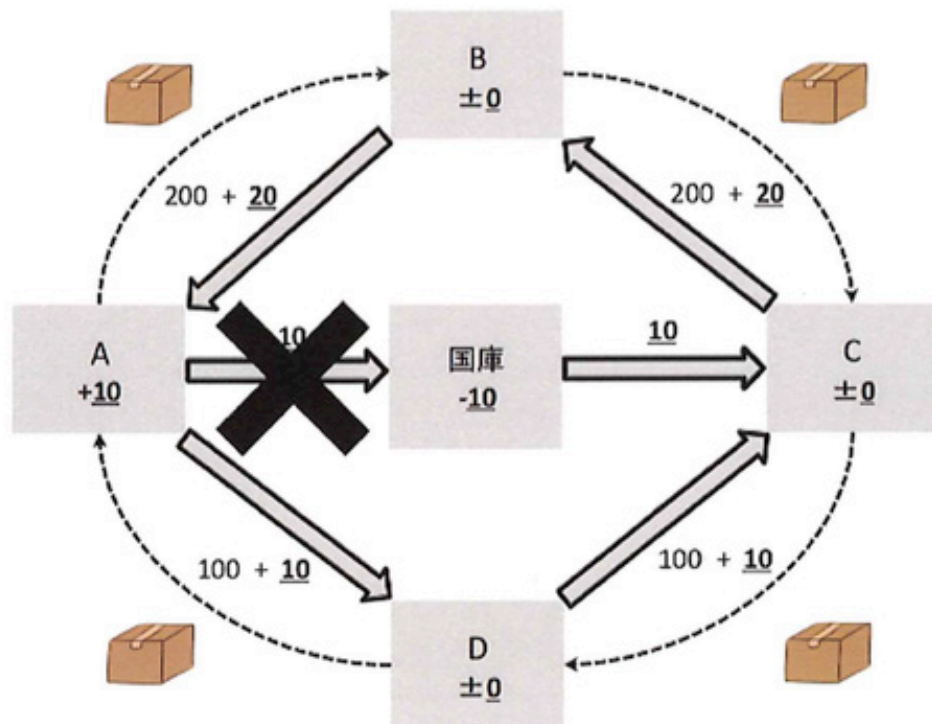
日本の場合も、インボイスになり国内業者は締め上げられたとしても、これから国境を利用して色々やっかいなことが出てくる状況に直面することでしょう。

ですから、インボイスが入ったからといって、様々な日本の消費税の矛盾が解決されるわけでは全くないということは強調しておきたいと思います。

インボイス制度になることによって、これから消費税に対する取り扱いは、「いかに仕入税額控除を適正にさせるかという国税庁」と、「いかに仕入税額控除を自分の権利として使う納税者」、そしてこれを利用して「いかに脱税しようか考える犯罪集団」という三つ巴の戦いになっていくと見ていいでしょう。

【資料3】

## インボイスと脱税： 最も単純なカルーセルスキーム



## 市民から見たこれからの税財政

今日、私は皆さんに3つの本を紹介しておきたいと思います。

### (1) 間接税と労働者階級

普通、税金というのは応能負担でなければならないのに、消費税に代表される間接税は、根本的に逆進的だと言われていいます。負担能力がない人ほど負担率が重くなってしまうということです。

このことを論証した最初の本が『間接税と労働者階級』（1960年・岩波書店）です。著者ラサールはこの本で、間接税がいかにも悪税で、庶民がたいへんな負担を背負うのでこれだけの税金があるのだということを、始めてデータにより示しました。今でもこの本は間接税を批判する人達がよく引用し、使う本です。

### (2) 21世紀の資本

私達税に関わる者の基本的な姿勢は、放っておくと格差社会になる資本主義社会において税を通じて格差を縮小し、社会を安定させようというものです。このことを裏付けたのが、ピケティが2013年に経済学の観点から立証した『21世紀の資本』（みすず書房）です。

1950～80年の世界の税制は、まさに応能負担であり、超過累進税率によって富裕車窓がきちんと課税されるようになった時代なのです。その後、1980年代以降、レーガン・サッチャーの時代にこれが崩れると、あっという間に格差が広がってしまいました。このことをピケテ

ィはデータの裏付けで明らかにしていません。

### (3) 金持ち税制

そして、戦後である1950年代に、なぜ富裕層に高い税率を強いる超過累進税率を世界中で入れることができたのかについて書かれた本が『金持ち税制』（みすず書房）です。

世界大戦で徴兵され犠牲になったのは一般庶民です。兵役とはまさに血税であり、家族を失った庶民の怒りは、戦争に行っていない富裕層へと向けられました。つまり、「戦争の負担が平等でないなら、戦争に行かず血税を払わなかった富裕層は金銭として税金くらい出せ」という多くの声こそが超過累進税率をいれさせたという背景が、この本で明かされています。今後、日本で応能負担を考える際には1つの参考となるでしょう。

このように、庶民は常に税負担の公正さについて疑問を持ち、当局と戦ってきました。税と社会の関わりが書かれたこのような本を皆さんも読んでみると、きっと何か刺激を受けると思います。

今、税と財政の議論は本当にわからなくなっています。財務省が言い続けてきた均衡財政という意味では、日本はもうとっくに破たんしているはずですが。

ところが現実はそうなっていません。また、貨幣というものの概念も崩れかけています。

前回の講演でも問いかけましたが、この混沌とした中で、私達はどのようにいけば良いのでしょうか。

国家の主権者である皆さんが、今回の

講演やこのような本などを通じて、税や社会について考えるきっかけになってほしいと思っています。本日はどうもありがとうございました。

---

## [ 質疑応答 ]

**Q.** 大企業は輸出によって税額が結構戻りますから、今そういう方向に向かっているのかと思いますが、小さな企業や個人授業者はインボイスで税金を考える間もないほど事務処理負担が大きすぎです。そうした要望を国へ上げていますが、例えば輸出に関してゼロ課税を非課税にと考えることは理論的に可能でしょうか。

**A.** ご質問ありがとうございます。まず、輸出の際は、それまで日本国内での過程でかかってきた消費税を最後に出す業者に戻すのですが、もしもこれを戻さなければどうなるでしょう。例えば、日本の消費税が乗ったままの自動車をフランスで売るとすると、日本の消費税もフランスの消費税もかかって売られることとなります。しかし、販売される国でかかる税は、同じ税率で売られる必要があります。そのため生産国の税率で変な影響が出るのを避けようと、国から出る時にその国でかかった税金は全部戻しておくというのが世界共通の免税制度の基本となっています。

もしこれを非課税にすると、国内でつく

るのにかかった消費税は全部経費に入ってしまう、これを外国では他の国の商品と比べて高く売らざるを得ない事態になります。ですから、戻すしかないのですが、戻すときに最終的に大企業に戻すだけでいいのかというのは問題です。ただ、実際に行われた全取引について公平に戻すのは現実的にとても難しく、今のところ有効策がないと言えます。こういう問題を解決する革新的な発明が生まれると良いのですが。

そのように、中小企業のところに恩恵が行くような仕組みを入れてという要望は正しいと思いますし、このことは世界中でも、大企業への輸出促進剤ではないかという批判が渦巻いているのも事実なんです。

.....

**Q.** 本日は出ていませんが、消費税と労働法制の関係について。給与は当然課税されないのに、大企業は雇用を外注に切り替えれば控除できるとなると大企業だけの政策に思えますがその辺りいかがでしょうか。



**A.** まさにその通りです。給料は付加価値計算では外れますから、消費税上メリットはありません。

これを独立させて一人親方にすれば、その分は仕入税額控除できるという仕組みと、竹中平蔵氏がやった労働契約自由化というこの2つで、日本は大量の非正規雇用社会に変えられてしまったのです。これが日本の中間層を劇的に弱くしたと思っています。

これから消費税率も上がっていくと、さらにこの問題が進む可能性も考えられますが、ただ、インボイスを発行すれば課税庁が外注先として必ず認めるかということ、そ

こは実態で見るのではないかと思います。この辺りは、まだ不透明です。

加えてアメリカ型の株主中心主義の発想になったことが、こういう事態を生んだのです。翻って今のアメリカの雇用は、実際は相当ひどいようです。そういう社会にはしたくないですね。雇用者を大事にして、会社の利益を従業員に回せる仕組みをやるような税制上の配慮が必要に思います。

そのために最後はやはり政治であって、若い人が安定した仕事につけるような社会をつくるのが一番だと私は思います。その点でいうと消費税はとても問題があると申し上げておきます。